建築基準法施行条例(抜粋)

(手数料の減免)

- 第31条の3 知事は、別表第1号から第8号までの手数料について、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に掲げる額を減額し、又は免除することができる。
 - (1) 災害により住宅が滅失し、又は破損した者が、その災害発生の日から6月以内にこれを建築し、又は大規模の修繕をする場合 全額
 - (2) 法、令又は他の法令に基づく行政庁の処分により建築する場合 2分の1の額
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が公益上必要があると認める場合又は知事が 災害その他特別の事由により必要があると認める場合 2分の1の額
- 2 前項の規定による手数料の減免を受けようとする者は、地方公共団体の長が発行する被災証明書等前項各号のいずれかに該当することを証明する書類を、当該確認等の申請の際知事に提出しなければならない。

別表(第31条の2関係)

別衣(第31余の 2 関係)		
納付義務者	手数料	額
		次に掲げる建築物の床面積の合計
おいて準用する場合を含む。)	通知手数料	の区分に応じ、それぞれ次に定める
の規定による建築物の確認を受		額
けようとする者又は法第18条第		(1) 床面積の合計が30平方メート
2項(法第87条第1項において準		ル以内のもの 7,000円
用する場合を含む。)の規定に		(2) 床面積の合計が30平方メート
よる建築物に係る計画の通知に		ルを超え、100平方メートル以内
関する審査を受けようとする者		のもの 13,000円
		(3) 床面積の合計が100平方メー
		トルを超え、200平方メートル以
		内のもの 20,000円
		(4) 床面積の合計が200平方メー
		トルを超え、500平方メートル以
		内のもの 29,000円
		(5) 床面積の合計が500平方メー
		トルを超え、1,000平方メートル
		以内のもの 48,000円
		(6) 床面積の合計が1,000平方メ
		ートルを超え、2,000平方メート
		ル以内のもの 71,000円
		(7) 床面積の合計が2,000平方メ
		ートルを超え、1万平方メートル
		以内のもの 207,000円
		(8) 床面積の合計が1万平方メー

		トルを超え、5万平方メートル以
		内のもの 311,000円
		(9) 床面積の合計が5万平方メー
1の2 法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定による建築物の構造計算適合性判定を受けようとする者		トルを超えるもの 531,000円 次に掲げる構造計算の合性判定を 行う建築、不積の保証のでは、1,000平の第 に成り、1,000平の第 に成り、1,000平の第 に成り、1,000平の第 に成り、1,000平の第 に成り、1,000平の第 には、1,000円(1,000平の第 には、1,000円(1,000平の第 には、1,000円(1,000平の)のでは、1,000平のでは、1 でランには、1,000平のが1,000平のが1,000平のが1,000平のが1,000平のが1,000平のが1,000平のが1,000平のが1,000平のが1,000平のが1,000平のが1,000平のが1,000平のが1,000平のが1,000円(1,000円)には、1 では、1,000円(1,000平のでは、1 では、1,000円のでは、1 では、1,000円のでは、1 では、1,000円のでは、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1 では、1
		トルを超えるもの 1棟につき 750,000円(認定プログラムによ る構造計算にあっては、1棟につ
		き400,000円)
	建築設備又は工作物に関する確認 申請又は計画通知手数料	(1) 建築設備を設置する場合((2) に掲げる場合を除く。) 一の 建築設備につき11,000円 (2) 確認を受けた建築設備の計画 の変更をして建築設備を設置す る場合 一の建築設備につき 7,000円 (3) 工作物を築造する場合((4) に掲げる場合を除く。) 一の 工作物につき12,000円 (4) 確認を受けた工作物の計画の
		変更をして工作物を築造する場
		安更をして工作物を発達する場 合 一の工作物につき6,000円
3 法第7条第1項の担定による建筑	 建築物に関する完了検査申請又は	(1) 床面積の合計が30平方メート
物の工事の完了の検査を受けよ		(1)
うとする者又は法第18条第16項	ᆛᅩᆓᄼᇈᆝᄺᄱᄀᅑᄭ	(2) 床面積の合計が30平方メート
		,
の規定による建築物に係る工事		ルを超え、100平方メートル以内

の完了の通知に関する検査を受けようとする者(次号に掲げる者を除く。)		のもの 17,000円 (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 23,000円 (4) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 32,000円 (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートルを超え、1,000平方メートルを超え、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートルを超え、2,000平方メートルを超え、2,000平方メートルのもの 74,000円 (7) 床面積の合計が2,000平方メートル以内のもの 178,000円 (8) 床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの 260,000円
4 法第7条第1項の規定による建築物の工事の完了の検査を受けようとする者又は法第18条第16項の規定による建築物に係る工事の完了の通知に関する検査を受けようとする者(法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む建築物の完了の検査を受けようとする者又は工事の完了の通知に係る検査を受けようとする者に限る。)	特定工程を含む建築物に関する完了検査申請又は工事完了通知手数料	(9) 床面積の合計が5万平方メー トルを超えるもの 455,000円 (1) 床面積の合計が30平方メート ルトを超えるもの 13,000円 (2) 床面積の合計が30平方メート ルを超え、100平方メートル内 のもの 16,000円 (3) 床を超え、200平方メート 内のもの 22,000円 (4) 床を超え、500平方トルル 内のも面積の合計が200平方トルル 内の・床を超え、500平方トルル 内の・床を超え、5000円 (5) 床を超え、5000円 (5) 床を超え、1,000平方メートルのも面積の合計が500平方メートル内のもの 52,000円 (6) トルをもの 52,000円 (7) 床を超え、1,000平方メートル内のもの合計が2,000平方トルトルトルを超え、15万平方トルルトルのもの合計が1万平方トトルのもの合計が1万平方トルトカのものを1計が5万平方トルのものを1計が5万平方メートカのもので合計が5万平方メートカのものを1計が5万平方メートルを超えるもの 445,000円
	検査申請又は工事完了通知手数料	(1) 建築設備の場合 一の建築設 備につき16,000円 (2) 工作物の場合 一の工作物に つき12,000円